

中学改訂教科書に「発展学習」登場で、“入試”は、義務教育の“共通性”はどうなる！？

文科省、入試は指導要領内からの出題を要請

旺文社 教育情報センター

17年4月

文部科学省(以下、文科省)は17年4月、18年度から使用される中学校用教科書の検定結果を発表した。学習指導要領の範囲を超える内容を「発展的な学習内容」(以下、「発展学習」)として教科書に記載することが認められ、数学や理科などを中心に、前回の検定で削減された内容などが復活している。

「発展学習」は全ての生徒に指導するものではなく、授業で教えなくてもよいとされている。そこで、「発展学習」と入試、義務教育の共通性とのそれぞれ関わりについて探ってみた。

「発展学習」の教科書記載

文科省は14年夏、学習内容の3割削減などで高まった「学力低下」論議に対応すべく、教科書の検定基準を改善し、学習指導要領に示されていない「発展学習」についても一定の条件をクリアすれば教科書に記載することを認めた。

また、15年12月には学習指導要領の「基準性」を明確にして、学習指導要領外の「発展学習」の扱いをはっきりさせるとともに、指導の範囲や程度を規定した「はじめて規定」を緩和させるなど、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領の一部改正を告示した(16年度より施行)。

今回の検定は、こうした一連の改善策を受けた形で行われたもので、“脱・ゆとり教育”が教科書にも具体的に現れた形となった。

<「発展学習」の考え方、内容>

教科書における「発展学習」の考え方は、

- 学習指導要領の目標、内容の趣旨を逸脱しないこと
- 児童生徒の心身の発達段階に適応し、負担過重とならないこと
- 主たる学習内容との適切な関連を有すること

とされている。

また、「発展学習」の内容については、

- 学習指導要領上、隣接した後の学年等の学習内容とされている内容
- 学習指導要領上、当該学年等では「扱わない」とされている内容
- 学習指導要領上、どの学年等でも扱うこととされていない内容

学習指導要領で、「…程度にとどめる」「…深入りしない」など、扱い方を制限する規定が設けられているものについて、それらの制限を超えた内容とされている。

今回の検定で登場した「発展学習」は、検定に合格した9教科全体で592箇所へのぼり、頁数では全体の2.7%にあたるという。

<理科・数学を中心に削減内容が復活>

国語・数学・英語・理科・社会の5教科の中で「発展学習」の占める割合が最も高いのは理科で、全頁の7.0%。以下、数学4.2%、国語1.7%、社会0.8%、英語0.4%となっている。

理科では遺伝や進化、周期表、力の合成・分解、天気図の作製などが復活したほか、ビッグバンやDNAなど、高校で学習する内容も盛り込まれている。

数学では、2次方程式の解の公式や3元連立方程式などが復活した他、三角比も30余年ぶりに登場している。

「発展学習」と入試

学習指導要領の範囲を超えた「発展学習」が教科書に掲載され、授業でも扱われるとなると、入試の出題範囲や程度などはどうなるのだろうか。学習指導要領、教科書、入試との関係はどうなるのか。

<「発展学習」は出題対象としない>

先述した教科書(小・中学校)の検定基準の改善(文科省14年)において、「『発展的な学習内容』等の内容のうち、当該学校段階の学習指導要領上扱うことができない内容については、入学者選抜(中学・高校入試)における学力検査の出題対象としないよう十分留意する必要がある」と、記されている。

<中教審の提言>

さらに、中教審は15年10月に答申した「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」において、学習指導要領と入学者選抜との関わりとして、「学習指導要領に示されていない内容と出題範囲との関係が不明確になるのではないかという懸念が見られる」と状況を分析した上で、次のような方策を求めている。

「入学者選抜に当たっては、新学習指導要領の基本的なねらいを踏まえ、児童生徒の『確かな学力』について知識や技能の評価はもとより、思考力・判断力・表現力や学びへの関心・意欲・態度などまでを含めた観点から、その総合的な状況を評価することができる学力検査問題の作成に努める必要がある。特に、大学については、既に受験生に求める能力、適性等についての考え方をまとめた入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明示した多様な入学者選抜が広く行われているが、高等学校以下の教育に与える影響や公平性の確保等に配慮しつつ、各大学がそれぞれの方針に基づいた選抜を行っていく観点から、今後の方向性や改善策などについて関係者間での具体的な検討を期待する」

これらの要請や提言をみると、学習指導要領と入試との関係については、初等中等教育(中学・高校入試)と、高等教育(大学入試)における教育観・入試観に多少の差異があるようだ。

< 中学・高校入試は、指導要領内からの出題を要請 >

文科省は 15 年 12 月、「入学者選抜における取扱い」について、以下のような事務次官通知を各都道府県教育委員会(公立学校を所管)、及び知事(私立学校を所管)に発している。

入学者選抜における学力検査については、中学校においては小学校学習指導要領に定める各教科の内容、高等学校においては中学校学習指導要領に定める必修教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。

新学習指導要領の告示(小・中学校は 10 年 12 月、高校は 11 年 3 月)に際しても、文部省(当時)は入試に関連して、上記と同じような通知を出している。

また、今回の改訂教科書に「発展学習」が盛り込まれたが、文科省は入試についての取扱いは従前どおりだとし、学習指導要領の範囲内からの出題を原則としている。

同省は以前から、個に応じた「発展学習」の観点から学習指導要領外の指導も OK としながらも、「入試の出題は学習指導要領の範囲内」としていた。学習指導要領内からの出題であっても、より発展的な思考力や判断力、表現力等を評価することは可能だとし、出題方法の創意工夫を求めている。

こうしたことから、各都道府県教育委員会が所管する公立学校の入試については、これまでどおり学習指導要領の範囲内からの出題となろう。

ただ、私立学校については、それぞれの学校の教育理念や選抜方針等によって入試への対応が異なり、「発展学習」等からの出題も十分考えられる。

< 大学入試は、指導要領に準拠しつつ、アドミッション・ポリシーを尊重 >

大学入試については例年 6 月頃、文科省から次年度の『大学入学者選抜実施要項』が各国公私立大学長宛に通知される。

この中でまず、「各大学・学部は、当該大学・学部の教育理念、教育内容等に応じた入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を確立するとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で入学者選抜の一層の工夫・改善に努めること」と、各大学・学部のアドミッション・ポリシーの確立を求めた上で、個別学力検査(国公立大では 2 次試験、私立大では個別試験)について、次のように規定している。

個別学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施することとし、その実施については、大学の意向によって以下のような方法によることができる。(「以下のような方法」は省略)

この実施要項は、旧課程(平成元年告示の学習指導要領)履修者が受験する 17 年度受験用である。「発展学習」の促進がうたわれている新課程履修者の最初の入試となる 18 年度入試についても基本的には同じとみられ、各大学・学部のアドミッション・ポリシーを第一義とし、学習指導要領に“準拠”した実施が求められよう。先述の中学・高校入試の学習指導要領の“範囲内”に比べ、規定は緩やかだ。

崩れる義務教育の“全国共通性”

ところで、小・中学校の義務教育については、全国だれでも、どこでも、どの学校でも同じ教育内容、教育水準が保証されるという、教育の“機会均等”と“全国共通性”がこれまで確保されてきた。特に教科書は国の定める一定の教育水準(学習指導要領)を確保するための教材として、その使用が義務付けられている。つまり、これまでの教科書は、学習指導要領に示されている内容・範囲を超えることなく記載されており、基礎・基本を原則としてきた。

しかし、今回の改訂教科書のように、学校で学習しても、しなくてもよい「発展学習」が義務教育の教科書に盛り込まれるようになると、これまでの教科書像が変わり、義務教育の“全国共通性”も崩れてこよう。

教科書に記載されている「発展学習」の授業を求める保護者の要求と、5日制のまま授業時数の限られた(少ない)学校現場との狭間で、教師はどう対応していくのか。

これまでもみられた私学と公立との格差に加え、公教育においてさえも学校間、地域間格差が起こり、延いては階層化社会の一層の拡大にもつながるのではなからうか。

こうした問題が、杞憂に終わればよいのだが-----。